

「認知症介護実践研修」等の概要

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

◆認知症介護指導者養成に関する研修（「認知症介護実践研修」等）

本会は、県・政令市から「研修実施機関」として指定を受け、「実践者研修」および「実践リーダー研修」を実施している。

| 名称 | 対象 | 実施内容 |
|----------|--|---|
| 実践者研修 | 介護業務経験2年以上の者 | 時期：例年6月～9月 会場：県内5会場 日程：5日間の集合研修 ＋自施設実習(30日) ＋実習報告会 |
| 実践リーダー研修 | 「実践者研修」受講後1年以上経過した者 | 時期：例年10月～1月 会場：県内2会場 日程：8日間の集合研修 ＋自施設実習(30日) ＋他施設実習(1.5日) ＋実習報告会 |
| 指導者養成研修 | 認知症介護について10年以上の現場実践を経ている者であって、「実践リーダー研修」を修了している者 | 全国に3か所設置されている「認知症介護研究・研修センター」が主催。静岡県の所管は大府センター。 |

◆指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修（※認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス等の運営基準）

本会は、県・政令市から委託を受け、研修の企画・当日運営を行っている。

(1) 事業開設者（代表者）

| （認知症対応型サービス事業）開設者研修 | |
|--|--|
| 例年11月頃、静岡で開催（1日） 職場体験とレポート提出あり（職場体験の受入事業所は自ら手配） 申込は事業所の所在する市町行政へ | |

(2) 管理者

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 実践者研修 （介護福祉士会、他県での受講も可） | + | （認知症対応型サービス事業）管理者研修 例年12月～1月頃、県内3会場で開催（2日間） 申込は事業所の所在する市町行政へ |
|-----------------------------------|---|---|

(3) 計画作成担当者

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 実践者研修 （介護福祉士会、他県での受講も可） | + | （小規模多機能型サービス等）計画作成担当者研修 例年2月頃、県内2会場で開催（2日間） 申込は事業所の所在する市町行政へ |
|-----------------------------------|---|---|

※(2)(3)の場合、まず「実践者研修」を修了することが必要！！

Q 「実践リーダー研修」に係る基準、加算等

- A ①管理者研修、計画作成担当者研修は研修修了者の配置が「地域密着型サービス」運営基準に規定されているため、研修受講が必須。
- ②指定認知症対応型共同生活介護事業所が、短期の利用者を受け入れるには、「実践リーダー研修」の修了者の配置が必要になっている。
- ③その他、下記の「認知症専門ケア加算」の対象となりえる。
- ④「認知症介護指導者養成研修」を受講するには、「実践リーダー研修」の修了が要件になっている。

認知症専門ケア加算(平成 21 年 4 月～)

【認知症専門ケア加算 3 単位／日】

- ・ 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の 1 / 2 以上
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は、10 またはその端数を増すごとに 1 名以上配置。
- ・ 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施

【認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位／日】

- ・ 認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者修了者を 1 名以上配置(認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が 10 人未満の場合は実践リーダー研修修了者は同一人で可)
- ・ 介護、看護職員ごとの研修改革を作成し、実施